

## 【中国】楊潔篪外交部長、東シナ海ガス田開発について記者会見

\* 2008年6月25日の『人民日報』紙に掲載された、東シナ海のガス田開発に関する楊潔篪外交部長の記者会見の内容を要約して紹介する。なお、小見出しは筆者による。

### 東海問題で合意に達した意義

中日両国が今回の協議により合意に達したことは、東海を平和、協力、友好の海にするという両国首脳間の重要な共通認識を現実のものにするための重要な一歩であり、両国人民の根本的利益に合致する互恵的なウィンウィンの結果となった。

### ガス田の主権について

春暁ガス田の主権が中国にあることについては疑問の余地がない。両国は、日本企業が中国の「中華人民共和国対外合作開採海洋石油条例（外国との協力による海洋石油採掘条例）」に基づき春暁ガス田の開発に参加することを一致して確認しており、これは中国の法律の管轄を受けることである。このこと自体が、春暁ガス田に対する中国の主権的権利を十分に表している。

外国資本を導入し近海の石油・ガス資源の開発を協力して行うことは、中国の法律及び国際慣例にも合致した通常の方法である。春暁ガス田については、中国の企業が以前、ユノカルやシェル等と協力したことがある。今回、日本企業が中国の法律に基づき春暁ガス田の開発に参加することは、それと全く同じ性格のものであり、いかなる特別な意味もない。

### 共同開発か、協力開発か

共同開発と協力開発は性格が全く異なる別々のものである。共同開発は、一種過渡的な措置でありどちらかの法律を適用するというものではない。中日両国の企業が行う春暁ガス田の開発は協力開発であり、中国の法律に依拠するものである。

### 日本側の主張する“中間ライン”について

東海の境界については、日本側の主張する“中間ライン”を認めたことはないし、今後もないだろう。中国は自然延長の原則によって東海大陸棚の境界を画定することを主張している。境界の最終確定は、中日双方の交渉によって解決することになる。今回、両国が共同開発の問題について達した原則的共通認識は、一種の臨時的措置であり、東海に対する中国の主権的権利と管轄権はこれに影響されるものではない。

### 参考文献

・「楊潔篪外交部長、東海問題について記者の質問に答える」『人民日報』2008.6.25.

(富窪 高志・海外立法情報調査室)